

第3章 計画の推進

1. 健康増進に向けた取り組みの推進

(1) 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む小松島市にとっても、市民にとっても重要な課題です。したがって、健康増進施策を小松島市の重要な行政施策として位置づけ、健康こまつしま21（第2次）の推進においては、市民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、科学的根拠に基づく個人の身体状況（健診結果）をよく見ていくことです。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。

小松島市では市民一人ひとりの健康増進活動を支えながら、個人の身体に対する理解や考え方を深め、確かな自己管理能力が身につくよう支援を積極的に進めます。

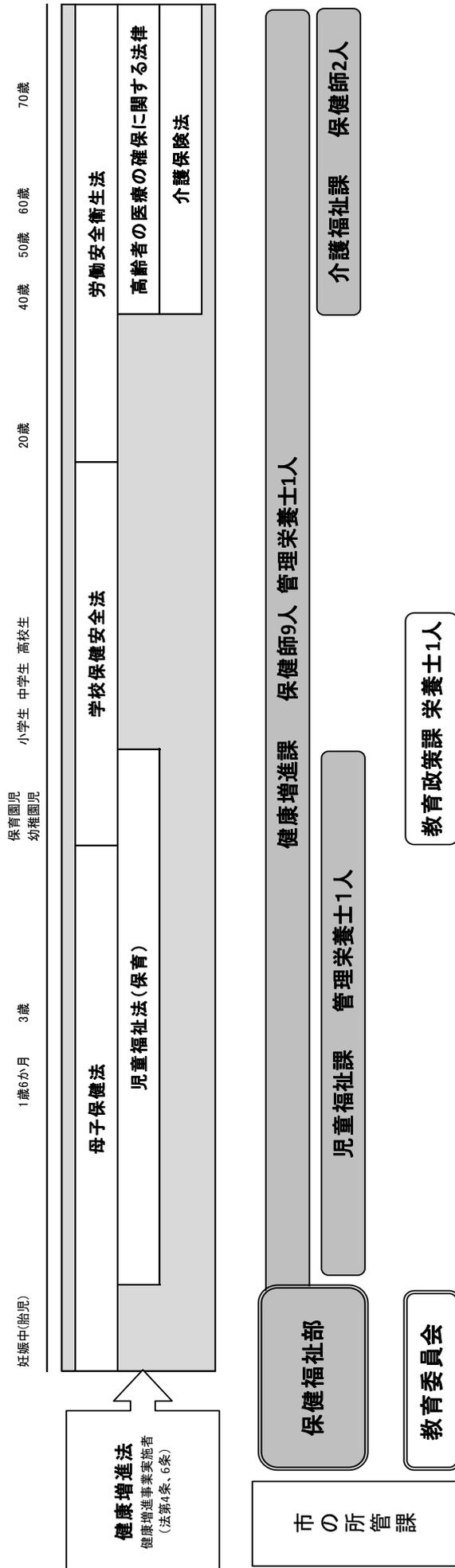
(2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

小松島市庁内における健康増進事業の実施は様々な部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります。（図3-1）

また、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や歯科医師会、健康づくり推進協議会の構成団体等と十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政等が協働して進めます。

図3-1 ライフステージに応じた健康の推進を図るための庁内の関係機関



法律	母子保健法		(省令)児童福祉設置最低基準 第35条	学校保健安全法 健康診断(第13条)	健康増進法 第十九条の二	労働安全衛生法 健康診断(第66条)	高齢者の医療の確保に関する法律	
	母子健康手帳(第16条) 妊婦健康診査(第13条)	健康診査 (第12条)					特定健診(第20条)	後期高齢者健診
健診の名称等	妊婦健診	1歳6か月児健診 3歳児健診		学校健診	健康診査	定期健康診断	特定健診	
健診内容を規定する法令・通知等	平成28年11月20日児発第934号厚生省児童家庭局長通知「第4 妊娠時の母性保健」 平成21年2月27日雇児母発第0227001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「2 妊婦健康診査の内容等について」	厚生労働省令	厚生労働省令 保育所保育指針 「第5章 健康及び安全」	学校保健安全法施行規則第6条 「検査の項目」	市町村における健康増進事業の実施	労働安全衛生規則 第一節の二 健康診断		
対象年齢、時期等	14回	1.6歳 3歳 該当年齢	保育所 幼稚園 (幼稚園については、学校保健安全法のもと実施)	小学校、中学校、高等学校 年1回	18~39歳 年1回	40歳未満 年1回	40~74歳 年1回	75歳以上 年1回

2. 健康増進を担う人材の育成

小松島市は保健師、管理栄養士が栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康など、生活習慣全般についての保健指導を担当しています。保健師、管理栄養士はライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で、最も基本的なデータである健診データを見続けていく存在です。

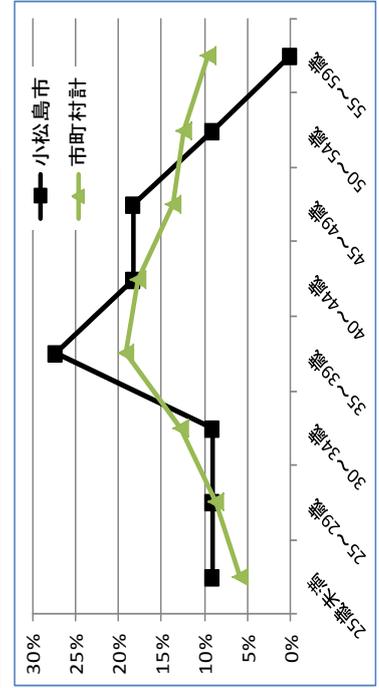
医療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会などの関係団体や、地域保健担当者、学校保健担当者等とも相互に連携を図るよう努めるとともに、市民の健康増進のために科学的根拠の知見に基づく研修の受講などによる資質の向上を図ります。

表3-1 平成25年度 徳島県 24市町村保健師配置状況

市名	総人口 (H24.4.1) (A)	面積 (km ²)	保健師数 総数 (B) <>>は 管理栄養士 ・栄養士数	保健分野		福祉分野		その他分野		保健師一人あたり 人口 (A/B)	保健師一人あたり 人口 (A/C)
				小計 (C) <>>は 管理栄養士 ・栄養士数	割合 (C/B)	小計 (D) <>>は 管理栄養士 ・栄養士数	割合 (D/B)	小計 (E) <>>は 管理栄養士 ・栄養士数	割合 (E/B)		
1 徳島市	262,442	191.68	38 < 6 >	26 < 1 >	68.4	7 < 2 >	18.4	5 < 3 >	13.2	6,906	10,094
2 鳴門市	60,107	135.46	16 < 4 >	12 < 2 >	75.0	4 < 1 >	25.0	0 < 1 >	0.0	3,757	5,009
3 小松島市	39,621	45.30	11 < 3 >	9 < 1 >	81.8	2 < 1 >	18.2	0 < 1 >	0.0	3,602	4,402
4 勝浦町	5,504	69.80	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	1,376	1,376
5 上勝町	1,678	109.68	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	839	839
6 佐那河内村	2,419	42.30	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	1,210	1,210
7 石井町	25,844	28.83	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	4,307	4,307
8 神山町	5,665	173.31	4 < 1 >	3 < 1 >	75.0	1 < 兼務 >	25.0	0	0.0	1,416	1,888
9 松茂町	15,229	13.94	4 < 1 >	3 < 1 >	75.0	1	25.0	0	0.0	3,807	5,076
10 北島町	21,978	8.77	5 < 1 >	4 < 1 >	80.0	1 < 兼務 >	20.0	0	0.0	4,396	5,495
11 藍住町	33,970	16.27	8 < 1 >	7 < 1 >	87.5	1	12.5	0	0.0	4,246	4,853
12 板野町	13,860	36.18	4	2	50.0	2	50.0	0	0.0	3,465	6,930
13 上板町	12,395	34.51	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	3,099	3,099
14 阿南市	74,774	279.54	17 < 3 >	16 < 1 >	94.1	1 < 1 >	5.9	0 < 1 >	0.0	4,398	4,673
15 那賀町	8,699	694.86	8 < 1 >	8 < 1 >	100.0	0	0.0	0	0.0	1,087	1,087
16 美波町	7,359	140.85	5 < 1 >	4 < 1 >	80.0	1 < 兼務 >	20.0	0	0.0	1,472	1,840
17 牟岐町	4,495	56.57	3 < 1 >	2 < 1 >	66.7	1	33.3	0	0.0	1,498	2,248
18 海陽町	9,823	327.58	7 < 1 >	6 < 1 >	85.7	1	14.3	0	0.0	1,403	1,637
19 吉野川市	42,873	144.19	13 < 1 >	10 < 1 >	76.9	2	15.4	1	7.7	3,298	4,287
20 阿波市	38,040	190.97	15 < 2 >	8 < 2 >	53.3	6	40.0	1	6.7	2,536	4,755
21 美馬市	31,284	367.38	15 < 3 >	12 < 2 >	80.0	3	20.0	0	0.0	2,086	2,607
22 つるぎ町	9,803	194.80	7 < 2 >	6 < 2 >	85.7	1	14.3	0	0.0	1,400	1,634
23 三好市	28,285	721.48	16 < 1 >	14 < 1 >	87.5	2	12.5	0	0.0	1,768	2,020
24 東みよし町	14,684	122.55	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	2,937	2,937

注1) 人口は平成24年4月1日推計人口

注2) 面積は平成23年10月1日国土交通省国土地理院より



平成25年度 市町村保健師の年齢構成

市町村	保健師総計							
	25歳未満	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
小松島市	人数	11	1	1	3	2	2	1
	割合	100%	9.1%	9.1%	27.3%	18.2%	18.2%	9.1%
市町村計	人数	219	13	19	28	42	39	27
	割合	100%	5.9%	8.7%	12.8%	19.2%	17.8%	12.3%